



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 48(1), 265-267
Issue Date	1997-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15716
Type	other
File Information	48(1)_p265-267.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○一九九六(平成八)年十二月十三日(金)午後二時より

「次世代の法律家——日本とアメリカ——」

報告者 マーク・レヴィン 氏

(北海道大学法学部助教授)

出席者 三〇名

れているかどうかを考える必要があります。また、他の文化から積極的な影響を受け入れるならば、私たちは皆もつとよくなることができるでしょう。

合衆国における法学教育は、今日の日本に見受けられるシステムとはまったく違っていいほど異なったモデルを提供しています。私は、日本がアメリカのシステムを全部輸入すべきであるというわけではありません。けれども、アメリカと日本の両方の法学教育のシステムの下で得た私の経験をもとにして、アメリカの法学教育システムからいくつかの示唆をしたいと思います。これらはこの国の法学教育にも有益であると考えます。

なお、この講義は日本語で行ないます。

I. はじめに

II. 日本とアメリカの法律学校の歴史的、構造的な相違

A. 市民法対コモン・ローという環境

B. 学部対大学院課程

C. 学術的研究対専門的訓練の役割

D. 学生の多様性

III. カリキュラム内容上の相違——いくつかの例

A. 実戦的技能の開発

1. 交渉技術

法律は人間の制度です。次世代における将来の法律を考えるとき、法律はやはり人によって運営されるでしょう。そのうちの多くの人たちは今日の私たちの法学部や大学院で教育を受けた者でしょう。これらの人たちが誰であるか、彼・彼女らがどのように考えるか、どのようにに彼・彼女らの時代の挑戦に直面するかは教育者である法学部のメンバーによって大きく影響を受けることとなります。

私たちは、私たちの教育方法が将来の人たちに十分に用意さ

2. 効果的法律文章の書き方や賢明かつ分析的な思考

3. 話し方、議論(ディベート)

4. コンピューターの基本的使用

5. 外国語

B. 倫理教育

C. クリニカル教育

D. ボランティア主義と公益活動

E. 後向きの法律研究と前向きの法律研究

IV. 結論

私たちは、教育者として、学生たちの将来のことを考えなければなりません。北海道大学の学生が、日本の他の法学部の学生よりもよいキャリアを達成するには、どのような知識、技術そして能力を必要とするでしょうか。学生に「北海道大学法学部に来て良かった」という結論を出してもらうために、私たちは何を提供することができるでしょうか。そして、キャリアにおいて直面するであろう多くの難題に対応することのできる知的で、成熟した個人を養成するために、私たちは何をすることができますでしょうか。これらが今日私たちにとって最も重要な問題だと、私は考えています。

法学教育の目標を定めるために、私たちは、伝統的な方法を超えたところで考え、新しいアイデアを検討しなければなりません。他の教育システムと比較することは、新しいアイデアのいくつかを明らかにするように思います。アメリカと日本の法学教育は大変異なっていますが、私は、日本の法学部の先生にアメリカで用いられている方法のいくつかを慎重に検討されることをお勧めします。私が本日の報告で議論したアメリカの方法は、その持つているリスクやコストを注意深く考察することなしに自動的に採用されるべきものではありません。しかし、他方では、これらのアイデアは、むやみに無視されるべきものでもありません。私たちは、このことを、日本における次の世代の法律専門家たる私たちの学生に委ねなければなりません。

○一九九七(平成九)年一月二十四日(金)午後一時半より

「いわゆる『法と経済学』の一側面

——私法の領域における実作を通じた雑感」

報告者 藤田友敬氏

(成蹊大学法学部助教授)

出席者 二四名

本報告は、大きく分けて、(1)アメリカにおける「法と経済学」の現況と、(2)（わが国における）「法と経済学」の現況とその存在意義について触れている。(1)については、わが国では、従来「法と経済学」の是非についての哲学・方法的な論争（たとえばボズナーとドゥオーキンの論争など）に偏重して関心が持たれすぎて来たのではないかということが強調された。アメリカでは、過去四半世紀に渡り、そういった論争とは別に、様々な領域の個別の論点について具体的な次元での膨大な議論が蓄積しており、それらは効率性をもって法の追求すべき唯一の価値と考えるかどうかに関わらず、少なくとも利害状況の一つの分析としては有用で参考に値するものが少なくないのではないかという。実例として、比較的よく知られている「契約を破る自由」の議論を引き合いに出しつつ、議論の土俵が広がってきていること（たとえばBreachの段階での単純な効率性の検討から、game なリスク配分や当事者のprecaution などへの問題領域の拡大）等が指摘された。同時に分析の道具もゲーム理論、情報の経済学等近時の経済学の発展を踏まえ多様化してきていることも語られた。もつとも、これら「最新兵器」を多用する若い世代において、逆に過去の世代の「法と経済学」が有していた法律家としての資質が失われ、不必要に複雑・精緻な道具を

用い、モデルや分析そのもののおもしろさに酔っているのではないかという批判も加えられた。

(2)については、「法と経済学」に対する反発をいくつかのレベルに分けて検討していた。法道具主義的なもの見方、目的的手段的思考と法Ⅱ正義的思考の対比、経済モデルの依拠する仮定の問題点などについて、いくつかの具体例について触れつつも、経済モデルを用いた分析を全面的に放逐する理由とはならないのではないかということ論じていた（たとえば「仮定の非現実性」という批判に対しては、「モデル」を使った議論の意義を誤解するものとして、いわゆるMMの理論とその後のファイナンス理論の発展を例に説明する）。

報告は全体として、統一的な法解釈の方法論としての「法と経済学」、あるいはそのようなものとしてとらえられた「法と経済学」批判・反論を、不必要に誇張された主張と反論と見るトーンで一貫しており、あくまで利害状況の分析あるいは問題整理のための道具、記述のための言語として見る限り経済分析は有用であるし、その限りでの利用・活用に対して、不必要に批判的になるべきではないことと、より具体的な実作のレベルで取るべきものを取るという姿勢が必要なのではないかということを強調していた。

（文責・田村善之）